「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、商品企画開発推進事業（以下、「事業」という。）において行う、

　市内産品（薩摩川内市の農林水産品やその加工品、郷土菓子、市内資源を活用した工芸

　品など）を活用した商品開発及び市外への販路拡大の促進のため、その開発に係る経費

　の支援について、必要な事項を定める。

（開発経費支援対象）

第２条　市内産品を活用して新規商品開発を行う市内事業者とする。

（開発経費支援対象経費）

第３条　対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、消耗品や備品費等の経費は

対象外とする。なお、特殊食材（食材及び原材料）及びに資材（紙器・デザイン）等は

可能な限り市内のメーカーを活用すること。

⑴　新規商品開発を行うためだけに購入した特殊食材（食材及び原材料）に要する経費

⑵　デザイン費に要する経費

⑶　初期ロットの包材に要する経費

⑷　微生物検査・理化学検査等に要する経費

　⑸　その他市が適当と認める経費

（開発経費支援金の額）

第４条　支援金の額は、前条の対象経費の３分の２とし、最高限度額を２０万円とする。

（事業計画書の提出）

第５条　開発経費の支援を受けようとする事業者（以下、「開発経費支援事業者」という。）

は、少なくともの新規商品製造の２週間前もしくは９月末日のいずれか早い日までに、

対象とする新規商品の名称・資材・原材料・営業先・価格等を記載した企画書及び開発

スケジュール（以下、「事業計画書」という。）を株式会社薩摩川内市観光物産協会（以下、「観光物産協会」という。）に提出するものとする。

２　事業計画書は申請書のほか、次の様式または同様の項目を記載した様式を用いること。

　⑴　開発支援対象商品（開発スケジュール）

（事業計画の承諾）

第６条　観光物産協会は、事業計画書の内容を事前に精査した後、市と協議し、市が承認

した場合は、開発経費支援事業者に対して、事業計画承諾書を交付するものとする。

（事業計画書の取下げ）

第７条　前条の事業計画の承諾を受理した開発経費支援事業者は、開発経費支援事業者の

都合により事業継続が困難な場合は、観光物産協会と協議し市が承認した場合は当該通

知に係る申請を取り下げることができる。

２　観光物産協会は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る開

発経費支援金の交付の決定を取り消すものとする。

（事業計画の内容変更）

第８条　開発経費支援事業者は、事業計画の承諾を受けた事業の内容について変更しよう

とするときは、「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援変更承認申

請書を観光物産協会に提出し、観光物産協会は市にその承認を受けなければならない。

２　前項の承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により、開発

経費支援事業者に通知するものとする。

⑴　当該変更により支援金の交付を決定した額に変更を生じている場合「商品企画開発

推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援変更承諾書

⑵　前号に掲げる変更以外の変更を生じている場合「商品企画開発推進事業」新規商品

開発に係る開発経費支援変更計画承諾書

（開発経費支援金の支払い）

第９条　開発経費支援事業者は、初期ロットの製造に係る対象経費の支払完了後、速やか

に観光物産協会に領収書等の写を提出すること。

観光物産協会は、領収書等の写で支払したことを確認した後、開発経費支援事業者に対

して、支援金の額の確定通知書を発行し、第４条に基づく支援金を支払うものとする。

（中間報告）

第10条　開発経費支援事業者は、第５条２項⑴開発支援対象商品（開発スケジュール）の

様式で中間報告を行うものとする。中間報告の作成は、新規商品の販売開始３０日経過

時点の数値とし、速やかに提出するものとする。

（事業実績書の提出）

第11条　開発経費支援事業者は、初回ロットが完売した時は完売後２１日以内もしくは申請年度の３月２４日のいずれか早い日までに、観光物産協会に対して、次に掲げる書類を提出するものとする。

⑴　事業実績書

⑵　その他、観光物産協会が必要と認める書類

（その他）

第12条　本制度において生じる疑義については、発注者である薩摩川内市と受注者とが協

議して決定するものとする。

附則

（施行期日）

１　この要領は、令和 ２ 年 ４ 月 １ 日から施行する。

（様式１）

令和 年 月 日

「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援　申請書

株式会社薩摩川内市観光物産協会

代表取締役社長 井龍　大 様

住　　　所　　〒

事業者名

代表者氏名

電話番号

　「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援に関する要領第５条の規定に基づき、下記のとおり事業計画書を提出します。

１　商　品　名

２　開発支援対象商品（開発スケジュール）

３　開発経費支援対象経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経　費　内　容 | | 金額（計画） | 金額（実施）※１ |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |
| 合　　　　　　計 | |  |  |

※　開発経費支援事業者は、初期ロット製造に係る支払完了後は速やかに、領収書等

の写を観光物産協会に提出すること。

※１「金額（実施）」の欄は、第７条の既定に基づき領収書等を確認し観光物産協会

が記入すること。

（様式２）

令和 年 月 日

「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援　申請承諾書

事業者名

代表者氏名

株式会社薩摩川内市観光物産協会

代表取締役社長 井龍　大

　令和 年 月 日付けで提出のあった「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援申請については、下記のとおり承諾します。

１　商　品　名

２　開発経費支援対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経　費　内　容 | | 金　額 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |
| 合　　　　　　計 | |  |

３　開発経費支援金の額　　金　　　　　　　　　　　　　　円

（様式３）

令和 年 月 日

「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援　変更承認申請書

株式会社薩摩川内市観光物産協会

代表取締役社長 井龍　大 様

住　　　所　　〒

事業者名

代表者氏名

電話番号

　令和 年 月 日付けで申請承諾を受けた「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援申請に係る事業計画を、下記のとおり変更したいので、同要領第８条の規定に基づき、申請します。

１　商　品　名

２　計画変更の理由

３　開発支援対象商品（変更開発スケジュール）

４　開発経費支援対象経費

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経　費　内　容 | | 当初金額 | 変更金額 | 差額 | 確認  ※１ |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　計 | |  |  |  |  |

※　開発経費支援事業者は、初期ロット製造に係る支払完了後は速やかに、領収書等

の写を観光物産協会に提出すること。

※１「金額（実施）」の欄は、第７条の既定に基づき領収書等を確認し観光物産協会

が記入すること。

（様式４）

令和 年 月 日

「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援　変更承諾書

事業者名

代表者氏名

株式会社薩摩川内市観光物産協会

代表取締役社長 井龍　大

　令和 年 月 日付けで提出のあった「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援変更承認申請については、下記のとおり承諾します。

１　商　品　名

２　開発経費支援対象経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経　費　内　容 | | 当初金額 | 変更金額 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |
| 合　　　　　　計 | |  |  |

３　開発経費支援金の変更後の額　　金　　　　　　　　　　　　　　円

（様式５）

令和 年 月 日

「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援　変更計画承諾書

事業者名

代表者氏名

株式会社薩摩川内市観光物産協会

代表取締役社長 井龍　大

　令和 年 月 日付けで提出のあった「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援変更承認申請については、申請のとおり承諾します。

１　商　品　名

（様式６）

令和 年 月 日

「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援金の額の確定通知書

事業者名

代表者氏名

株式会社薩摩川内市観光物産協会

代表取締役社長 井龍　大

　令和 年 月 日付けで通知した「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援　事業計画承諾書に係る開発経費支援金の額については、下記のとおり確定します。

１　商　品　名

２　開発経費支援対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経　費　内　容 | | 金　額 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |
| 合　　　　　　計 | |  |

３　開発経費支援金の確定額　　金　　　　　　　　　　　　　　円

（様式７）

令和 年 月 日

「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援　実績書

株式会社薩摩川内市観光物産協会

代表取締役社長 井龍　大 様

住　　　所　　〒

事業者名

代表者氏名

電話番号

　令和 年 月 日付け確定通知のあった「商品企画開発推進事業」新規商品開発に係る開発経費支援について、第８条の規定に基づき、下記のとおり事業実績書を提出します。

１　商　品　名

２　開発支援対象商品（開発スケジュール）実施後

３　開発経費支援対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経　費　内　容 | | 金　額 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |
| 合　　　　　　計 | |  |

４　開発経費支援金の額　　金　　　　　　　　　　　　　　円

（様式８）

開発支援対象商品（開発スケジュール）様式の参考例



　※　営業面の記載例について

　　１　市内、市外、県外

　　２　小売、量販、道の駅、駅売店など

　　３　上記１・２の系統ごとの店舗数を記載

　　（例）市内小売３店舗、県外量販２店舗など